

建築物エネルギー消費性能基準及び建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準の概要（案）
【パブリックコメント資料からの変更箇所明示版】

1 建築物エネルギー消費性能基準

1-1 建築物エネルギー消費性能基準

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「法」という。）第2条第3号の建築物エネルギー消費性能基準は、建築物の種類ごとに次の①～③のとおりとする。

① 非住宅部分のみを有する建築物

次のイ又はロのいずれかに適合すること。ただし、エネルギー消費性能を適切に評価できる方法であると国土交通大臣が認める方法によって当該非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有すると確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 非住宅部分の設計一次エネルギー消費量が、当該非住宅部分の基準一次エネルギー消費量を超えないこと。

※ 非住宅部分の設計一次エネルギー消費量は1-2により、非住宅部分の基準一次エネルギー消費量は1-3により算出。以下同じ。

ロ 用途に応じた標準的な建築物として国土交通大臣が認めるもの（以下「モデル建築物」という。）が当該非住宅部分の構造及び設備を有する場合における当該モデル建築物の設計一次エネルギー消費量が、当該モデル建築物の基準一次エネルギー消費量を超えないこと。

※ モデル建築物の設計一次エネルギー消費量は1-2により、モデル建築物の基準一次エネルギー消費量は1-3により算出。以下同じ。

② 住宅部分のみを有する建築物

次のイ及びロに適合すること。ただし、エネルギー消費性能を適切に評価できる方法であると国土交通大臣が認める方法によって当該住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有すると確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。

(1) 国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸（住宅部分の一の住戸をいう。以下同じ。）の外皮平均熱貫流率及び冷房期（1年間のうち暖房期（1年間のうち日平均外気温が15度以下となる全ての期間をいう。）以外の期間をいう。以下同じ。）の平均日射熱取得率が、次の表に掲げる数値以下であること。

地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8
外皮平均熱貫流率	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87	—

(単位 一平方メートル一度につきワット)								
冷房期の平均日射熱取得率	—	—	—	—	3.0	2.8	2.7	3.2

※ 外皮平均熱貫流率とは、内外の温度差一度当たりの総熱損失量（換気による熱損失量を除く。）を外皮（外気等（外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏をいう。）に接する天井（小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合にあつては、屋根）、壁、床及び開口部、住宅部分における隣接する住戸又は共用部分（住宅部分のうち単位住戸以外の部分をいう。以下同じ。）に接する部分をいう。以下同じ。）の面積で除した数値をいう。以下同じ。

※ 平均日射熱取得率とは、水平面全天日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を外皮の面積で平均した数値をいう。以下同じ。

※ 地域区分は、別表1のとおりとする。以下同じ。

(2) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する国土交通大臣が定める基準に適合すること。

ロ 次の(1)又は(2)に適合すること。

(1) 住宅部分の設計一次エネルギー消費量が、当該住宅部分の基準一次エネルギー消費量を超えないこと。

※ 住宅部分の設計一次エネルギー消費量は1-4により、住宅部分の基準一次エネルギー消費量は1-5により算出。以下同じ。

(2) 一次エネルギーの消費量に関する国土交通大臣が定める基準に適合すること。

③ 複合建築物（非住宅部分及び住宅部分を有する建築物をいう。以下同じ。）

次のイ又はロ（法第11条第1項の特定建築行為（法附則第3条第1項の特定増改築を除く。）に係る建築物にあつては、イ）に適合すること。

イ 非住宅部分が①の基準に適合し、住宅部分が②の基準に適合すること。

ロ 次の(1)及び(2)に適合すること。

(1) 住宅部分が②イに適合すること。

(2) 複合建築物の設計一次エネルギー消費量が、当該複合建築物の基準一次エネルギー消費量を超えないこと。

※ 複合建築物の設計一次エネルギー消費量は1-6により、複合建築物の基準一次エネルギー消費量は1-7により算出。以下同じ。

1-2 非住宅部分に係る設計一次エネルギー消費量

非住宅部分の設計一次エネルギー消費量及びモデル建築物の設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

$$E_T = (E_{AC} + E_V + E_L + E_W + E_{EV} - E_S + E_M) \times 10^{-3}$$

この式において、 E_T 、 E_{AC} 、 E_V 、 E_L 、 E_W 、 E_{EV} 、 E_S 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_T 設計一次エネルギー消費量（単位 1年につきギガジュール）

E_{AC} 国土交通大臣が定める方法により算出した空気調和設備の設計一次エネルギー消費量（単位 1年につきメガジュール）

E_V 国土交通大臣が定める方法により算出した空気調和設備以外の機械換気設備の設計一次エネルギー消費量（単位 1年につきメガジュール）

E_L 国土交通大臣が定める方法により算出した照明設備の設計一次エネルギー消費量（単位 1年につきメガジュール）

E_W 国土交通大臣が定める方法により算出した給湯設備の設計一次エネルギー消費量（単位 1年につきメガジュール）

E_{EV} 国土交通大臣が定める方法により算出した昇降機の設計一次エネルギー消費量（単位 1年につきメガジュール）

E_S 国土交通大臣が定める方法により算出したエネルギーの効率的利用を図ることのできる設備又は器具（1－4において「エネルギー利用効率化設備」という。）による設計一次エネルギー消費量の削減量（単位 1年につきメガジュール）

E_M 国土交通大臣が定める方法により算出したその他一次エネルギー消費量（単位 1年につきメガジュール）

1－3 非住宅部分に係る基準一次エネルギー消費量

非住宅部分の基準一次エネルギー消費量及びモデル建築物の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

$$E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M) \times 10^{-3}$$

この式において、 E_{ST} 、 E_{SAC} 、 E_{SV} 、 E_{SL} 、 E_{SW} 、 E_{SEV} 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{ST} 基準一次エネルギー消費量（単位 1年につきギガジュール）

E_{SAC} 国土交通大臣が定める方法により算出した空気調和設備の基準一次エネルギー消費量（単位 1年につきメガジュール）

E_{SV} 国土交通大臣が定める方法により算出した空気調和設備以外の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量（単位 1年につきメガジュール）

ジュール)

E_{SL} 国土交通大臣が定める方法により算出した照明設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

E_{SW} 国土交通大臣が定める方法により算出した給湯設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

E_{SEV} 国土交通大臣が定める方法により算出した昇降機の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

E_M 国土交通大臣が定める方法により算出したその他一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

1-4 住宅部分の設計一次エネルギー消費量

1-4-1 住宅部分の単位住戸の数が一である場合

住宅部分の設計一次エネルギー消費量及び1-4-2の単位住戸の設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値(その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。

$$E_T = (E_H + E_C + E_V + E_L + E_W - E_S + E_M) \times 10^{-3}$$

この式において、 E_T 、 E_H 、 E_C 、 E_V 、 E_L 、 E_W 、 E_S 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_T 設計一次エネルギー消費量 (単位 1年につきギガジュール)

E_H 国土交通大臣が定める方法により算出した暖房設備の設計一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

E_C 国土交通大臣が定める方法により算出した冷房設備の設計一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

E_V 国土交通大臣が定める方法により算出した機械換気設備の設計一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

E_L 国土交通大臣が定める方法により算出した照明設備の設計一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

E_W 国土交通大臣が定める方法により算出した給湯設備(排熱利用設備を含む。)の設計一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

E_S 国土交通大臣が定める方法により算出したエネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量 (単位 1年につきメガジュール)

E_M 国土交通大臣が定める方法により算出したその他一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

1-4-2 住宅部分の単位住戸の数が一でない場合

住宅部分の設計一次エネルギー消費量は、単位住戸の設計一次エネルギー消費量の合計に、共用部分の設計一次エネルギー消費量を加算して算出した数値とする。

※ 単位住戸の設計一次エネルギー消費量は1-4-1により、共用部分の設計一次エネルギー消費量は1-2により算出。

1-5 住宅部分の基準一次エネルギー消費量

1-5-1 住宅部分の単位住戸の数が一である場合

住宅部分の基準一次エネルギー消費量及び1-5-2の単位住戸の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

$$E_{ST} = (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_M) \times 10^{-3}$$

この式において、 E_{ST} 、 E_{SH} 、 E_{SC} 、 E_{SV} 、 E_{SL} 、 E_{SW} 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{ST} 基準一次エネルギー消費量（単位 1年につきギガジュール）

E_{SH} 国土交通大臣が定める方法により算出した暖房設備の基準一次エネルギー消費量（単位 1年につきメガジュール）

E_{SC} 国土交通大臣が定める方法により算出した冷房設備の基準一次エネルギー消費量（単位 1年につきメガジュール）

E_{SV} 国土交通大臣が定める方法により算出した機械換気設備の基準一次エネルギー消費量（単位 1年につきメガジュール）

E_{SL} 国土交通大臣が定める方法により算出した照明設備の基準一次エネルギー消費量（単位 1年につきメガジュール）

E_{SW} 国土交通大臣が定める方法により算出した給湯設備の基準一次エネルギー消費量（単位 1年につきメガジュール）

E_M 国土交通大臣が定める方法により算出したその他一次エネルギー消費量（単位 1年につきメガジュール）

1-5-2 住宅部分の単位住戸の数が一でない場合

住宅部分の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

$$E_{ST,all} = \sum_i^n E_{ST,i} + (E_{sac} + E_{sv} + E_{sl} + E_{sw} + E_{sev}) \times 10^{-3}$$

この式において、 $E_{ST,all}$ 、 $E_{ST,i}$ 、 E_{sac} 、 E_{sv} 、 E_{sl} 、 E_{sw} 、 E_{sev} 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{ST,all}$ 基準一次エネルギー消費量（単位 1年につきギガジュール）

$E_{ST,i}$ 単位住戸*i*の基準一次エネルギー消費量（1-5-1により算

	出した数値をいう。) (単位 1年につきギガジュール)
E_{sac}	国土交通大臣が定める方法により算出した共用部分の空気調和設備の基準一次エネルギー消費量(単位 1年につきメガジュール)
E_{sv}	国土交通大臣が定める方法により算出した共用部分の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量(単位 1年につきメガジュール)
E_{sl}	国土交通大臣が定める方法により算出した共用部分の照明設備の基準一次エネルギー消費量(単位 1年につきメガジュール)
E_{sw}	国土交通大臣が定める方法により算出した共用部分の給湯設備の基準一次エネルギー消費量(単位 1年につきメガジュール)
E_{sev}	国土交通大臣が定める方法により算出した共用部分の昇降機の基準一次エネルギー消費量(単位 1年につきメガジュール)
n	住宅部分の単位住戸の数

1-6 複合建築物の設計一次エネルギー消費量

複合建築物の設計一次エネルギー消費量は、非住宅部分の設計一次エネルギー消費量と住宅部分の設計一次エネルギー消費量を合計した数値とする。

1-7 複合建築物の基準一次エネルギー消費量

複合建築物の基準一次エネルギー消費量は、非住宅部分の基準一次エネルギー消費量と住宅部分の基準一次エネルギー消費量を合計した数値とする。

2 建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準

2-1 建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準

法第30条第1号の建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準は、建築物の種類ごとに以下の①～③のとおりとする。

① 非住宅部分のみを有する建築物

次のイ及びロに適合すること。ただし、エネルギー消費性能を適切に評価できる方法であると国土交通大臣が認める方法によって当該非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有すると確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 次の(1)又は(2)に適合すること。

(1) 国土交通大臣が定める方法により算出した当該非住宅部分の屋内周囲空間の年間熱負荷を各階の屋内周囲空間の床面積の合計で除した数値が、別表2(4 其他参照)に掲げる数値以下であること。

※ 屋内周囲空間とは、各階の外気に接する外壁の中心線から水平距離が5メートル以内の屋内の空間、屋根の直下の階の屋内の空間及び外気に接する床の直上の屋内の空間をいう。以下同じ。

(2) 国土交通大臣が定める方法により算出したモデル建築物の屋内周囲空間の年間熱負荷を各階の屋内周囲空間の床面積の合計で除した数値が、別表2に掲げる数値以下であること。ただし、複数の用途に供する建築物にあつては、各用途の屋内周囲空間の年間熱負荷の合計を当該各用途の屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た数値が、別表2に掲げる数値を、各用途の屋内周囲空間の床面積で加重平均した数値以下であること。

ロ 次の(1)又は(2)に適合すること。

(1) 非住宅部分の設計一次エネルギー消費量が、当該非住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量を超えないこと。

※ 非住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量は2-2により算出。以下同じ。

(2) モデル建築物に当該非住宅部分の構造及び設備を用いた場合における当該モデル建築物の設計一次エネルギー消費量が、当該モデル建築物の誘導基準一次エネルギー消費量を超えないこと。

※ モデル建築物の誘導基準一次エネルギー消費量は、2-2により算出。

② 住宅部分のみを有する建築物

次のイ及びロに適合すること。ただし、エネルギー消費性能を適切に評価できる方法であると国土交通大臣が認める方法によって当該住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有すると確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸の外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率が、次の表に掲げる数値以下であること。

地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8
外皮平均熱貫流率 (単位 1平方メートル1 度につきワット)	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87	—
冷房期の平均日射取得率	—	—	—	—	3.0	2.8	2.7	3.2

ロ 住宅部分の設計一次エネルギー消費量が、当該住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量を超えないこと。

※ 住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量は2-3により算出。以下同じ。

③ 複合建築物

次のイ又はロに適合すること。

イ 非住宅部分が①の基準に適合し、住宅部分が②の基準に適合すること。

ロ 次の(1)から(3)までに適合すること。

(1) 非住宅部分が1-1①の基準に適合し、住宅部分が1-1②の基準に適合すること。

(2) 複合建築物の設計一次エネルギー消費量が、当該複合建築物の誘導基準一次エネルギー量を超えないこと。

※ 複合建築物の誘導基準一次エネルギー量は2-4により算出。

(3) 非住宅部分が①イに適合し、住宅部分が②イに適合すること。

2-2 非住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量

非住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量及びモデル建築物の誘導基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値(その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。

$$E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 0.8 + E_M \} \times 10^{-3}$$

この式において、 E_{ST} 、 E_{SAC} 、 E_{SV} 、 E_{SL} 、 E_{SW} 、 E_{SEV} 及び E_M はそれぞれ次の数値を表すものとする。

E_{ST} 誘導基準一次エネルギー消費量(単位 1年につきギガジュール)

E_{SAC} 国土交通大臣が定める方法により算出した空気調和設備の基準一次エネルギー消費量(単位 1年につきメガジュール)

E_{SV} 国土交通大臣が定める方法により算出した空気調和設備以外の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量(単位 1年につきメガジュール)

E_{SL} 国土交通大臣が定める方法により算出した照明設備の基準一次エネルギー消費量(単位 1年につきメガジュール)

E_{SW} 国土交通大臣が定める方法により算出した給湯設備の基準一次エネルギー消費量(単位 1年につきメガジュール)

E_{SEV} 国土交通大臣が定める方法により算出した昇降機の基準一次エネルギー消費量(単位 1年につきメガジュール)

E_M 国土交通大臣が定める方法により算出したその他一次エネルギー消費量(単位 1年につきメガジュール)

2-3 住宅部分に係る誘導基準一次エネルギー消費量

2-3-1 住宅部分の単位住戸の数が一である場合

住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量及び2-3-2の単位住戸の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値(その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。

$$E_{ST} = \{ (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.9 + E_M \} \times 10^{-3}$$

この式において、 E_{ST} 、 E_{SH} 、 E_{SC} 、 E_{SV} 、 E_{SL} 、 E_{SW} 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- E_{ST} 誘導基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきギガジュール)
- E_{SH} 国土交通大臣が定める方法により算出した暖房設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)
- E_{SC} 国土交通大臣が定める方法により算出した冷房設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)
- E_{SV} 国土交通大臣が定める方法により算出した機械換気設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)
- E_{SL} 国土交通大臣が定める方法により算出した照明設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)
- E_{SW} 国土交通大臣が定める方法により算出した給湯設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)
- E_M 国土交通大臣が定める方法により算出したその他一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

2-3-2 住宅部分の単位住戸の数が一でない場合

住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値 (その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。) とする。

$$E_{ST,all} = \sum_i^n E_{ST,i} + (E_{sac} + E_{sv} + E_{sl} + E_{sw} + E_{sev}) \times 0.9 \times 10^{-3}$$

この式において、 $E_{ST,all}$ 、 $E_{ST,i}$ 、 E_{sac} 、 E_{sv} 、 E_{sl} 、 E_{sw} 、 E_{sev} 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- $E_{ST,all}$ 誘導基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきギガジュール)
- $E_{ST,i}$ 単位住戸 i の誘導基準一次エネルギー消費量 (2-3-1により算出した数値をいう。) (単位 1年につきギガジュール)
- E_{sac} 国土交通大臣が定める方法により算出した共用部分の空気調和設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)
- E_{sv} 国土交通大臣が定める方法により算出した共用部分の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)
- E_{sl} 国土交通大臣が定める方法により算出した共用部分の照明設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

- E_{sw} 国土交通大臣が定める方法により算出した共用部分の給湯設備の基準一次エネルギー消費量(単位 1年につきメガジュール)
- E_{sev} 国土交通大臣が定める方法により算出した共用部分の昇降機の基準一次エネルギー消費量(単位 1年につきメガジュール)
- n 住宅部分の単位住戸の数

2-4 複合建築物の誘導基準一次エネルギー消費量

複合建築物の誘導基準一次エネルギー消費量は、非住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量と住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量を合計した数値とする。

3 地域の気候及び風土に応じた住宅の取扱い並びに既存建築物の取扱い

3-1 地域の気候及び風土に応じた住まいづくりの観点から適切であり、かつ、1-1②イに適合することが困難であると所管行政庁(法第2条第5号の所管行政庁をいう。)が認めた場合は、法第19条第1項の規定による届出をしなければならない行為に係る住宅については、当分の間、1-1②イに適合することを求めないこととする。

3-2 この省令の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、当分の間、1-1②ロ(1)に適合する場合に限り、1-1②イに適合することを求めないこととする。

3-3 この省令の施行の際に現に存する建築物の住宅部分に対する1-5の適用については、1-5-1中「 $E_{ST}=(E_{SH}+E_{SC}+E_{SV}+E_{SL}+E_{SW}+E_M) \times 10^{-3}$ 」とあるのは「 $E_{ST}=\{(E_{SH}+E_{SC}+E_{SV}+E_{SL}+E_{SW}) \times 1.1+E_M\} \times 10^{-3}$ 」と、1-5-2中「

$$E_{ST,all} = \sum_i^n E_{ST,i} + (E_{sac} + E_{sv} + E_{sl} + E_{sw} + E_{sev}) \times 10^{-3}$$

」とあるのは「

$$E_{ST,all} = \sum_i E_{ST,i} + (E_{sac} + E_{sv} + E_{sl} + E_{sw} + E_{sev}) \times 1.1 \times 10^{-3}$$

」とする。

3-4 この省令の施行の際現に存する建築物の非住宅部分に対する1-3の適用については、当分の間、1-3中「 $E_{ST}=(E_{SAC}+E_{SV}+E_{SL}+E_{SW}+E_{SEV}+E_M) \times 10^{-3}$ 」とあるのは、「 $E_{ST}=\{(E_{SAC}+E_{SV}+E_{SL}+E_{SW}+E_{SEV}) \times 1.1+E_M\} \times 10^{-3}$ 」とする。

3-5 この省令の施行の際現に存する建築物の非住宅部分については、当分の間、2-1①イに適合することを求めないこととする。

3-6 この省令の施行の際現に存する建築物の非住宅部分に対する2-2の適用については、2-2中「 $E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 0.8 + E_M \} \times 10^{-3}$ 」とあるのは、「 $E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M) \times 10^{-3}$ 」とする。

3-7 この省令の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、当分の間、2-1②イに適合することを求めないこととする。

3-8 この省令の施行の際現に存する建築物の住宅部分に対する2-3の適用については、2-3-1中「 $E_{ST} = \{ (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.9 + E_M \} \times 10^{-3}$ 」とあるのは「 $E_{ST} = (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_M) \times 10^{-3}$ 」と、2-3-2中「

$$E_{ST,all} = \sum_i E_{ST,i} + (E_{sac} + E_{sv} + E_{sl} + E_{sw} + E_{sev}) \times 0.9 \times 10^{-3}$$

」とあるのは「

$$E_{ST,all} = \sum_i E_{ST,i} + (E_{sac} + E_{sv} + E_{sl} + E_{sw} + E_{sev}) \times 10^{-3}$$

」とする。

別表

	用途	第一条第二項に規定する地域の区分								
		1	2	3	4	5	6	7	8	
(1)	事務所等	480	480	480	470	470	470	450	570	
(2)	ホテル等	客室部	650	650	650	500	500	500	510	670
		宴会場部	990	990	990	1260	1260	1260	1470	2220
(3)	病院等	病室部	900	900	900	830	830	830	800	980
		非病室部	460	460	460	450	450	450	440	650
(4)	物品販売業を営む店舗等	640	640	640	720	720	720	810	1290	
(5)	学校等	420	420	420	470	470	470	500	630	
(6)	飲食店等	710	710	710	820	820	820	900	1430	
(7)	集会所等	図書館等	590	590	590	580	580	580	550	650
		体育館等	790	790	790	910	910	910	910	1000
		映画館等	1490	1490	1490	1510	1510	1510	1510	2090
(8)	工場等	—	—	—	—	—	—	—	—	

備考

- 1 単位は、1平方メートル1年につきメガジュールとする。
- 2 「事務所等」とは、事務所、官公署その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
- 3 「ホテル等」とは、ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
- 4 「病院等」とは、病院、老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
- 5 「物品販売業を営む店舗等」とは、百貨店、マーケットその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
- 6 「学校等」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
- 7 「飲食店等」とは、飲食店、食堂、喫茶店、キャバレーその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
- 8 「図書館等」とは、図書館、博物館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいい、「体育館等」とは、体育館、公会堂、集会場、ボーリング場、劇場、アスレチック場、スケート場、公衆浴場、競馬場又は競輪場、社寺その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいい、「映画館等」とは、映画館、カラオケボックス、ぱちんこ屋その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
- 9 「工場等」とは、工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。

別表1として記載されていた地域の区分については、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（仮称）における算定方法等に係る事項の概要（案）に規定する。